

(参 照 条 文)

○軌道法（大正十四年十月十四日法律第七十六号）（抄）

第十一条 軌道經營者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金(国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク)並運轉速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七条ノ二 国土交通大臣ハ左ノ処分等ヲ為サントスルトキハ運輸審議會ニ諮問スベ

シ

一 (略)

二 第十一条第一項ノ規定ニ依ル運賃及料金ノ認可

三～九 (略)